

第二次須坂市環境行動計画中間見直し版



上信越高原国立高原五味池破風高原

平成 28 年 3 月
須 坂 市

目 次

1	第二次須坂市環境基本計画の概要	1
1	環境基本計画の策定	1
2	第二次須坂市環境基本計画（後期）の基本目標及び施策	2
3	めざすべき環境像	3
4	基本目標の設定	3
5	計画期間と見直しの要旨	3
2	第二次須坂市環境行動計画の中間見直しについて	4
1	環境基本計画の運用に関する基本的な考え方	4
2	環境基本計画中間見直しの反映方法	5
3	第二次須坂市環境行動計画（後期）の目標設定	5
1	地球温暖化防止に取り組もう	5
2	生物多様性を保全し、高めよう	7
3	ごみを減らし、資源を大切にしよう	10
4	安全・安心・快適なまちをつくろう	12
5	環境について、ともに学び行動しよう	18
	○管理運用体制	20

1 第二次須坂市環境基本計画の概要

1 環境基本計画の策定

(1) 環境基本計画とは

第二次須坂市環境基本計画は、須坂市の環境をより良くしていくために、市民・事業者・行政がそれぞれどのようなことに取組むべきかを明らかにしたものです。

環境問題は私たちの生活と密接に関係しています。それは身近な生活環境から、地球規模まで、非常に幅広く多岐にわたります。環境問題の解決のためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で、または連携して取り組む必要があります。そのための基本的な方向性を示すものが「環境基本計画」です。

須坂市では平成 12 年に、「いのち育むふるさと、環境への思いやりあふれるまち」をめざすべき環境像とした、須坂市環境基本計画を策定し、めざすべき環境像の実現に向け、さまざまな取り組みを進めてきました。計画期間である 10 年を経過したことから平成 23 年に、平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間を計画期間として、「すべてのいのちが輝く 田園環境健康都市すざか～水と緑をはぐくみ、自然と共生するまちを、みんなで未来に～」をめざすべき環境像と定めて、第二次須坂市環境基本計画を策定しています。第二次須坂市環境基本計画では、計画期間の中間年度にあたる平成 27 年度に、取り組みの達成状況を確認し必要な修正を行うため、見直しを行います。

(2) 環境基本計画の目的と役割

環境基本計画は、基本的には行政が策定し実施する、いわゆる「行政計画」ですが、環境問題は行政だけでは解決できないものであることから、社会全体の目標の達成に向けて市民・事業者も含んだ全ての主体が実施するという「社会計画」としての性格を併せ持つ計画であります。市民、事業者、行政の全ての主体が取り組みを推進することにより、自然と人々が共存、共栄する持続可能な社会を築き、市民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくことを目的としています。

【★ 環境基本計画の役割】

役割 1 「全ての主体に、めざすべき環境像についての共通認識を持たせる。」

⇒ 須坂市に関わるすべての人が共通認識を持つことが、取り組みの第一歩 ♪

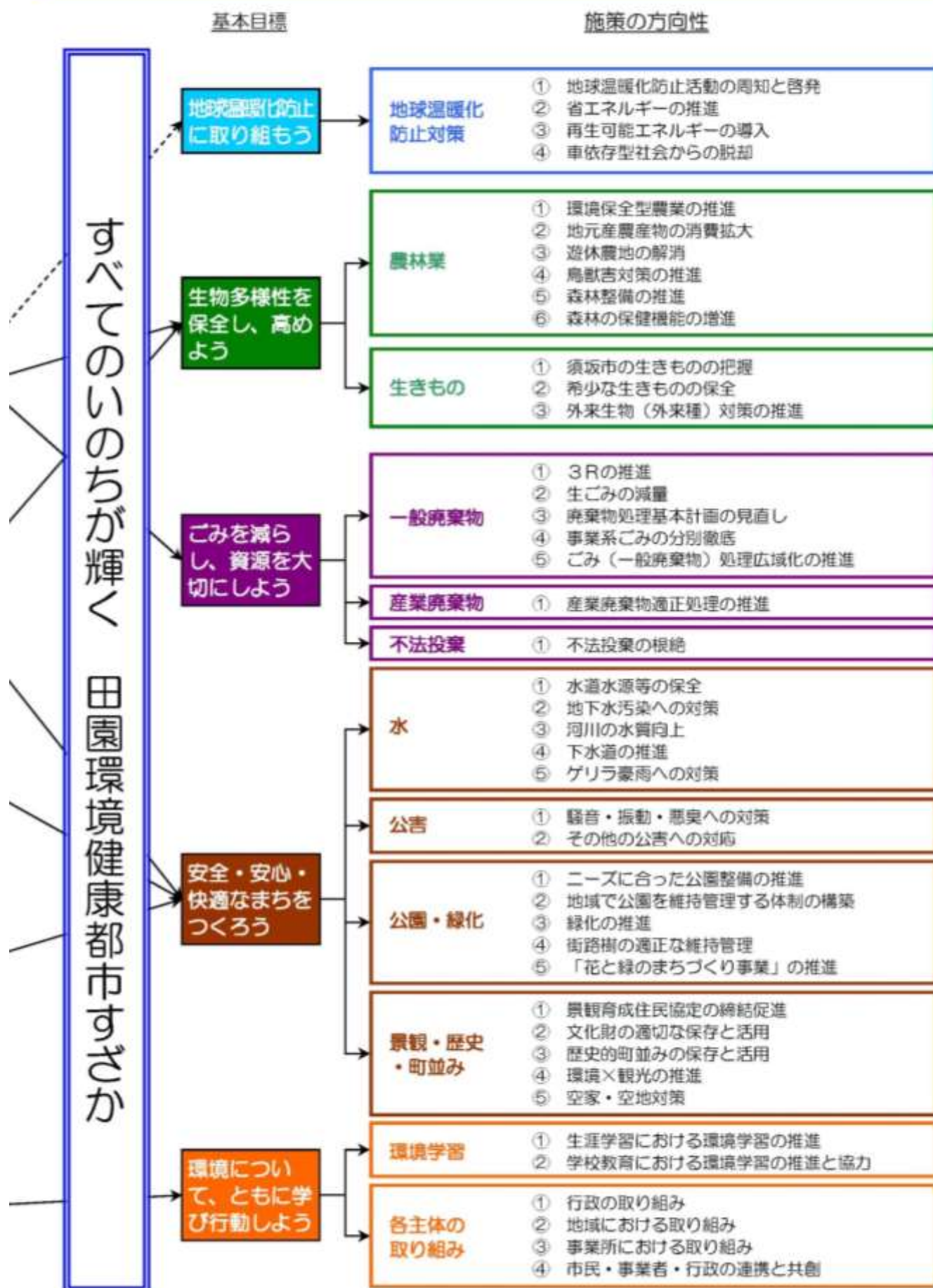
役割 2 「全ての主体の参加と連携を推進する。」

⇒ 市民、事業者、行政がそれぞれの立場から参加することが重要 ♪ ♪

役割 3 「住みよいまちづくりを環境面から実現する。」

⇒ 環境をより良くすることは、住みよいまちづくり、誇れるまちづくり、人づくりに直結 ♪ ♪ ♪

2 第二次須坂市環境基本計画（後期）の基本目標及び施策



3 めざすべき環境像

平成 23 年に策定された須坂市第五次総合計画では、「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思える「田園環境健康都市すざか」を市民とともにつくることとしています。

これを踏まえ、第二次須坂市環境基本計画ではめざすべき環境像を以下のように設定しています。

【めざすべき環境像】

すべてのいのちが輝く 田園環境健康都市すざか
～水と緑をはぐくみ、自然と共生するまちを、みんなで未来に～

★ 環境基本計画では、めざすべき環境像を実現するため、全ての主体が行う具体的取り組みを示しています。

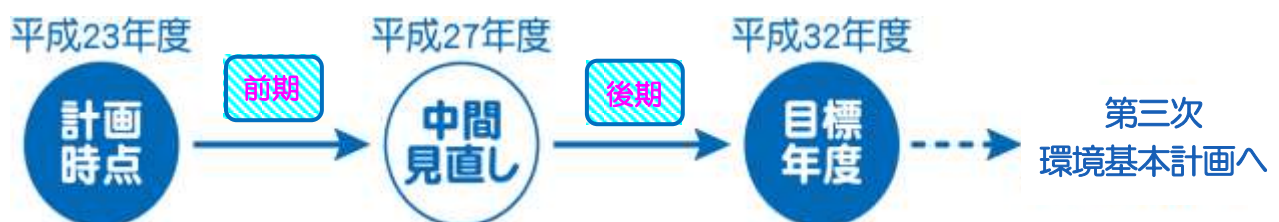
4 基本目標の設定

本計画では、本市が目指すべき環境像を実現していくため、5つの基本目標を設定し、それぞれの目標ごとに施策の展開を行っています。

- 1 地球温暖化防止に取り組もう
- 2 生物多様性を保全し、高めよう
- 3 ごみを減らし、資源を大切にしよう
- 4 安全・安心・快適なまちをつくろう
- 5 環境について、ともに学び行動しよう

5 計画期間と見直しの要旨

第二次須坂市環境基本計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間としています。計画期間が長期にわたっているため、新たに発生した環境の課題や社会、経済の変動等に迅速かつ柔軟に対応し、より実効性の高い計画を推進するためには、定期的に計画を見直すことが必要です。このため、中間年度にあたる平成 27 年度に見直しを行います。



計画の期間と目標年度

【見直しのポイント】

- ☀ ポイント1 . . . 第二次須坂市環境基本計画策定時と見直し時の社会情勢の変化や国の法律、制度等の改正による取り組みに対する影響の確認
- ♣ ポイント2 . . . 前期の取り組みの評価と課題の抽出
- ☂ ポイント3 . . . 各施策の平成27年度目標値の達成状況の確認
- 🗓 ポイント4 . . . ポイント1, 2, 3の検証による後期の取り組みへ反映
- 📅 ポイント5 . . . 後期における各主体（市民、事業者、行政）の取り組みの見直し
- 📅 ポイント6 . . . 「取り組み事例」の更新

2 第二次須坂市環境行動計画の中間見直しについて

第二次須坂市環境行動計画では、第二次須坂市環境基本計画で定めた施策の具体的な目標設定や行動指針を示すことにより、環境基本計画に示しためざすべき環境像の実現に向けた具体的な取り組みを確実に行うことを目指しています。そのため、環境基本計画の中間見直しにおいて見直しを行った基本目標、施策の方向性、取り組みの指針、各主体の役割と行動等と整合性が図られるよう、施策の体系における各事業の整理及び位置づけを行いました。

1 環境行動計画の運用に関する基本的な考え方

環境行動計画は、以下の点を基本的な考え方として策定及び運用をします。

- ① 環境行動計画は、環境基本計画の進捗状況の把握と管理を行うため策定する。
- ② 環境行動計画の構成は、環境基本計画の「第4章 具体的な取り組み」を基本として策定する。
- ③ 環境基本計画において策定した行政の役割と行動を推進するため、具体的な事業に関する施策一覧表を作成し、進捗状況を管理する。
- ④ 目標を極力数値化し、計画期間を前期・後期に分けて目標設定を行うなど、施策の進捗状況が具体的に把握できるようにする。
- ⑤ 環境基本計画の構成と連動させ、「基本目標」、「施策の方向性」、「各主体の役割と行動」等との整合性を図る。
- ⑥ 市民・事業者・行政の各主体における「役割と行動」を、基本の行動指針として扱う。
- ⑦ 定期的に環境への取り組みを確認し、進捗状況を把握する。

2 環境基本計画中間見直しの反映方法

環境行動計画の中間見直しでは、環境基本計画の中間見直しの内容を反映する際に、下記の事項を基本として見直しを行います。

- (1) 施策の方向性における各主体の役割と行動を更新する。
- (2) 具体的な施策ごとの目標設定を更新する。
- (3) 見直しを行った内容に基づき、事業を整理する。
- (4) 環境基本計画中間見直しによる施策の体系との整合性を図るため、各事業の位置づけ等を見直しする。
- (5) 環境基本計画の中間に見直しを行った箇所がわかるように、【新規】、【追加】、【統合】等を明示する。

3 第二次須坂市環境行動計画（後期）の目標設定

1 地球温暖化防止に取り組もう

(1) 地球温暖化防止対策

■ 具体的な施策ごとの目標設定

項目	指標の内容	数値の測り方	目標値 (H27 年度)	現状値 (H26 年度)	達成 状況	目標値 (H32 年度)
継続	CO ₂ 削減率	平成 21 年度の CO ₂ 排出量に対す る年間排出量割合	-12.5%	2.1%	×	-5.0%
継続	太陽光発電設備の 設置件数	累計設置件数	1,000 件	1,401 件	○	2,000 件
新規	太陽熱利用設備の 設置件数	補助金交付件数	5 件	—	—	25 件

①地球温暖化防止活動の周知と啓発

【見直し】

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 1—(1)—①】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・地球温暖化の現状や自分たちができる取り組み、事業者や行政の取り組みについて知る。 ・家庭でできる省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの導入を進めていく。 ・雨水利用や植物によるグリーンカーテンの取り組みを行う。
事業者	・事業者が取り組んでいる地球温暖化防止のための取り組みの周知を図る。
行 政	・地球温暖化の現状を広く周知し、温暖化に対する取り組みなどを検討する。【変更】 ・地球温暖化防止に取り組む支援団体との共創や支援を行い、市民運動として展開する。 ・地球温暖化適応策を研究する。【新規】 ・地球温暖化防止の周知活動をさらに強化して行う。【新規】 ・工場など新設等に併せた緑化の整備に補助をする。【追加】

②省エネルギーの推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 1—(1)—②】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・ 家庭の省エネルギーを推進する。
事業者	・ 事業所の省エネルギーを推進する。 ・ 県が実施する省エネ診断を受け、事業所での取り組みを見直す。
行 政	・ 庁内での省エネルギーを推進する。 ・ 公共施設への省エネ型設備の設置を推進する。 ・ 省エネの方法について周知する。【追加】 ・ 省エネ機器の導入を推進する。【追加】

③再生可能エネルギーの導入

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 1—(1)—③】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・ 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、薪ストーブ、ペレットストーブ等の再生可能エネルギーを利用した機器を導入する。 ・ 「新エネルギービジョン」に盛り込まれた項目に参加する。 ・ 廃食用油の回収に協力する。
事業者	・ 再生可能エネルギーの導入を検討し、可能な場合は導入する。 ・ 「新エネルギービジョン」に盛り込まれた項目に参加する。 ・ 廃食用油の回収に協力する。
行 政	・ 「新エネルギービジョン」を推進する。 ・ 水力発電などの再生可能エネルギーの可能性について、引き続き研究を行う。 ・ 公共施設への太陽光発電設備の設置を推進する。 ・ 太陽光発電設備、太陽熱利用設備及びペレットストーブの普及を図る。【変更】 ・ 新たな支援メニューの研究をする。【新規】 ・ 関係団体と連携・共創し、BDF の展開について研究する。 ・ 企業が設置する太陽光発電設備などの導入に補助をする。【追加】

④車依存型社会からの脱却

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 1—(1)—④】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・ 通勤・通学・外出にはできるだけ公共交通機関を利用する。 ・ エコドライブに取り組む（エコドライブ講習会に参加する）。 ・ 近隣への外出には、自動車の利用を控える。 ・ 自動車の買い換え時にハイブリッド車等のエコカーを検討する。
事業者	・ 通勤や移動にはできるだけ公共交通機関を利用する。 ・ ノーマイカーデーに協力する。 ・ 自転車の活用を検討する。 ・ エコドライブに取り組む（エコドライブ講習会に参加する）。 ・ 自動車の買い換え時にハイブリッド車等のエコカーを検討する。【事業者と行政を統合】
行 政	・ 自転車を利用しやすい道路の整備を進める。 ・ 公共交通機関の利用を推進する。【変更】 ・ ノーマイカーデーを引き続き実施するとともに、事業者の協力を得る。 ・ 分かりやすい公共交通情報の提供に努める。 ・ エコドライブ講習会を開催する。 ・ エコカー普及のための促進策を検討する。 ・ 電動アシスト自転車等の普及促進策を検討する。



2 生物多様性を保全し、高めよう

(1) 農林業

■ 具体的な施策ごとの目標設定

項目	指標の内容	数値の測り方	目標値 (H27 年度)	現状値 (H26 年度)	達成 状況	目標値 (H32 年度)
継続	支援制度を利用した遊休農地解消面積	累計解消面積 (H21 年度 遊休 荒廃農地 151ha)	33.3ha	39.6ha	○	62ha
継続	間伐整備の実施面積	累計解消面積	1,350ha	913ha	×	1,200ha

①環境保全型農業の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表2—(1)—①】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・「エコファーマー」制度について知る。 ・「エコファーマー」が生産した農産物を積極的に利用する。
事業者	・「エコファーマー」の認定をめざす。
行 政	・「エコファーマー」制度について、ホームページ等により広報し周知を図る。【変更】

②地元産農産物の消費拡大

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表2—(1)—②】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・地元産農産物への関心を高め、積極的に利用する。 ・生産者と交流する。
事業者	・小売店、スーパー等の地元産農産物販売コーナーを充実させる。 ・農産物の品質向上と安定供給に努める。
行 政	・地元産農産物や地産地消の PR を積極的に行う。 ・学校給食等への地元産農産物の利用拡大を図る。

③遊休農地の解消

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表2—(1)—③】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・遊休農地解消のアイデアを出す。 ・遊休農地の解消に参加する。 ・農地（特に遊休農地）に関する情報を行政へ提供する。
事業者	・遊休農地の情報を行政に提供する。 ・遊休農地解消のアイデアを出す。
行 政	・遊休農地の解消の支援を行う。 ・市民や事業者が遊休農地を解消できる機会を提供する。

④鳥獣害対策の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表2—(1)—④】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	- 地域の鳥獣害の実態に関心を持つ。 - 地域の鳥獣害対策活動に参加する。
事業者	- 鳥獣害防止の有効な対策のアイデアを出す。 - 地域の鳥獣害対策活動に参加する。
行 政	- 持続可能で効果的な鳥獣害対策を進める。 - 地域と連携した鳥獣害対策の取り組みを進めるとともに、その体制整備を支援する。

⑤森林整備の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表2—(1)—⑤】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	- 地元産の木材（間伐材を含む）や林産物（ペレット等）を積極的に利用する。 - 薪ストーブ、ペレットストーブの導入を検討する。
事業者	- 地元産の木材や林産物の事業展開を図る。 - 地元産の木材や林産物を利用する。 - 間伐材を利活用する。 - 薪ストーブ、ペレットストーブの導入を検討する。
行 政	「須坂市森林整備計画」を確実に推進する。 - 林業の現状や国・県の施策動向に応じて、「須坂市森林整備計画」を見直す。 - 間伐事業の推進と間伐材の活用の促進を図る。 - 松くい虫などの防除対策を推進する。

⑥森林の保健機能の増進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表2—(1)—⑥】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	森林啓発活動に参加する。
事業者	- 森林啓発活動に参加する。 「森林の里親事業」への参加を検討する。
行 政	- 林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図り、後継者の育成に努める（「須坂市森林整備計画」より抜粋）。 - 市民参加の森林啓発活動の養成講座を企画する。 「森林の里親事業」の契約締結数を増やすための取り組みを行う。

(2) 生き物

■ 具体的な施策ごとの目標設定

項目	指標の内容	数値の測り方	目標値 (H27 年度)	現状値 (H26 年度)	達成 状況	目標値 (H32 年度)
継続	外来生物駆除活動の参加者数	外来生物駆除活動年間参加者数	1,000 人	256 人	×	500 人

①須坂市の生きものの把握

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表2—(2)—①】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	- 市内の生物調査に参加する。 - 市内の生きものについて知る。【追加】
事業者	市内の生きものについて知る。【追加】
行 政	- 収集したデータは分布図や自然環境特性図等に整理して広報するとともに、市の基礎資料として、多様性を確保するために活用する。 - 市民、事業者が市内の生きものを知る機会をつくる。【追加】

②希少な生きものの保全

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表2—(2)—②】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	- 希少な生きものについて知る。【追加】 - 希少な生きものの保全に協力する。
事業者	- 敷地内等にある希少な生きものの生息・生育地を保全する。 - 希少な生きものの保全に協力する。
行 政	- 市民の希少な生きものについて知る機会を提供する。【追加】 - 希少な生きものに関する情報を集める。 - 希少な生きものの保全対策を行うとともに、広報等で普及啓発する。 - 須坂市の守べき生きものをとりまとめる。 - 県自然保護レンジャー、自然観察インストラクター、希少野生動植物保護監視員等と連携、協力する。【変更】

③外来生物（外来種）対策の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表2—(2)—③】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	- 外来生物の侵入や影響について知る。 - 外来生物の駆除活動に参加する。 - 自然環境に影響を及ぼす外来生物を持ち込まない。 - アレチウリ等を自己所有地に繁茂させない。 ①所有地の定期的確認 ②早期発見 ③早期駆除 ④反復駆除 ⑤継続監視
事業者	- 外来生物の駆除活動に参加する。 - 自然環境に影響を及ぼす外来生物を持ち込まない。
行 政	- 外来生物の状況と侵入防止についての普及啓発を行う。 - 駆除活動の継続及び市民や事業者が参加できる事業を企画する。【統合】 - 関係機関と連携し、効率的・効果的な駆除方法を研究する。 - 新たな外来生物の侵入を防ぐ対策を講じる。



ミシシippアカミミガメ



アレチウリ



オオカワヂシャ

3 ごみを減らし、資源を大切にしよう

(1) 一般廃棄物

■具体的な施策ごとの目標設定

項目	指標の内容	数値の測り方	目標値 (H27年度)	現状値 (H26年度)	達成 状況	目標値 (H32年度)
継続	ごみ排出量	市民 1 人当たりの 清掃センターへ搬 入される可燃ごみ、 不燃ごみの量	可 燃 185kg 不 燃 9kg	可 燃 203kg 不 燃 7.7kg	× ○	可 燃 197kg 不 燃 7kg
変更 継続	生ごみ堆肥化実施	補助金交付累計 世帯数	2,700 世帯	2,698 世帯	—	3,100 世帯
継続	マイバッグ持参率	市内店舗内での 目視調査	60%	46.4%	×	70%

※生ごみ処理機補助金交付世帯数とダンボール堆肥基材購入世帯数の合計

①3Rの推進【変更】

■各主体の役割と行動

【施策一覧表3—(1)—①】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・ 3R について知り、実践する。 ・ ごみの分別を徹底し、決められた出し方を守る。 ・ 買い物にはマイバッグ等を持参する。 ・ ごみとなる不要なものは持ち込まない。
事業者	・ 3R を実践する。 ・ マイバッグを普及させるための仕組みを関係団体と連携して実施する。 ・ 資源物回収を推進する。【追加】
行 政	・ 3R やマイバッグの普及啓発を行う。 ・ レジ袋削減県民スクラム運動を推進する。 ・ エコサポートすざかを運営している須坂市女性団体連絡協議会や市民団体等の取り組みを支援する。 ・ スtockヤードの拡充を図る。 ・ 自治会等と協力して分別を徹底する。

②生ごみの減量

■各主体の役割と行動

【施策一覧表3—(1)—②】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・ 購入した食材を使い切る。 ・ 水切りを徹底する。 ・ 電動生ごみ処理機、コンポスト、段ボールによる生ごみの堆肥化等自分に合った方法で生ごみ堆肥化に取り組む。 ・ モデル地区では、大型生ごみ処理機による堆肥化に協力する。 ・ 食べ残しをしないようにする。
事業者	・ 食べ残しを減らそう県民運動協力店に登録し、減量に取り組む。 ・ 生ごみが出ないよう調理方法を工夫し、販売量に見合った数量の発注等食材の廃棄量減量に取り組む。

	・民間業者への堆肥化委託等生ごみの資源化に取り組む。 ・「生ごみ処理機」を導入し、自事業所での堆肥化を検討する。
行政	・生ごみ減量のため、処理のあり方を検討・研究する。 ・生ごみの発生抑制の広報、堆肥化講習会の開催等に取り組む。 ・食べ残しを減らそう県民運動を推進する。 (食べ残しを減らそう協力店の登録を推進する) ・生ごみ処理機の普及を促進する。 ・生ごみ処理に係る、新技術やシステムの導入を検討する。

③一般廃棄物処理基本計画の見直し

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 3—(1)—③】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・「一般廃棄物処理基本計画」の目標達成に協力する。
事業者	・「一般廃棄物処理基本計画」の目標達成に協力する。
行政	・有料化の効果を検証する。 ・排出量の変化を見きわめた上で、排出量の見通しを修正する。 ・必要に応じて、「一般廃棄物処理基本計画」を見直す。 ・可燃ごみ広域処理に関わる廃棄物処理方法を検討する。【新規】

④事業系ごみの分別徹底

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 3—(1)—④】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	—
事業者	・産業廃棄物、一般廃棄物の品目及びその処分方法について知る。【新規】 ・分別・処分を徹底する。【変更】
行政	・分別徹底について事業所への普及啓発を行う。 ・清掃センターにおいて、展開検査を実施する。【追加】

⑤ごみ（一般廃棄物）処理広域化の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 3—(1)—⑤】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・ごみの減量に努める。
事業者	・ごみの減量に努める。
行政	・安定的なごみ処理のため、広域化を推進する。 ・ごみ処理施設の建設は、地元住民の理解を得ながら推進する。 ・平成 30 年度中の稼働を目指す。【追加】

(2) 産業廃棄物

①産業廃棄物適正処理の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 3—(2)—①】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・行政へ情報提供する。【追加】
事業者	・産業廃棄物について、適切な処理を行う。
行政	・産業廃棄物処理の現状を把握し、必要に応じて関係機関とともに適切な指導を行う。

(3) 不法投棄

■ 具体的な施策ごとの目標設定

項目	指標の内容	数値の測り方	目標値 (H27 年度)	現状値 (H26 年度)	達成 状況	目標値 (H32 年度)
継続	不法投棄件数	ポイ捨てごみを除く年間不法投棄件数	80 件	77 件	○	70 件

①不法投棄の根絶

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 3—(3)—①】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	- 不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力する。 - 不法投棄監視員や不法投棄パトロール員に関心を持ち、活動に協力する。 - 市内一斉清掃等に参加する。
事業者	- 不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力する。 - 市内一斉清掃等に参加する。
行 政	「須坂市を清潔で美しくする条例」に基づき、一斉清掃等を実施する。 - 監視カメラ等を増やす。 - 各自治会等の協力を得て、不法投棄防止パトロールを強化し、不法投棄をさせない、許さない環境づくりに努める。 - 市民ボランティアと共創で不法投棄を防止する。

4 安全・安心・快適なまちをつくろう

(1) 水

■ 具体的な施策ごとの目標設定

項目	指標の内容	数値の測り方	目標値 (H27 年度)	現状値 (H26 年度)	達成 状況	目標値 (H32 年度)
継続	主要河川 BOD 値（微生物が水中の有機物を分解する際に消費する酸素の量）の改善	市内 7 河川の観測地点（11 地点）のうち目標基準（1.0mg/L 以下）を満たしている地点の割合	100%	73%	×	100%
継続	大腸菌群数の環境基準を満たす調査箇所を増やす	環境基準を満たす観測地点の箇所数	3 か所	4 か所	○	5 か所
継続	下水道水洗化率	下水道を使える区域の人口のうち接続した人口の割合	93.1%	94.0%	○	95.9%

①水道水源等の保全

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(1)—①】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・ 普段使っている水がどこから来るのか、どう流れているのかを知る。 ・ 水を上手に使う。 ・ 雨水などを利用する。
事業者	・ 節水型機器を導入する等、無駄のない効率的な水利用に努める。 ・ 雨水などを利用する
行 政	・ 安全で安定的な水の供給に努める。 ・ 須坂市の水について広報する。 ・ 水資源の保全について検討する。【新規】

②地下水汚染への対策

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(1)—②】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・ 水質の異常を市へ連絡する。 ・ 地下水を汚さない。
事業者	・ 水質の異常を市へ連絡する。 ・ 地下水を汚さない。
行 政	・ 水質汚染が発生した場合、速やかに対応する。 ・ 県と連携して対応する。【追加】

③河川の水質向上

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(1)—③】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・ 家庭用の油について適正管理をする。【追加】 ・ 廃食用油の回収に協力する。 ・ 河川にごみや油等を流さない。 ・ 河川に関心を持つ。 ・ 水生生物による水質調査に参加する。
事業者	・ 適切な排水処理をする。 ・ 事業用の油について適正管理をする。【追加】 ・ 廃食用油の回収に協力する。
行 政	・ 水質調査を継続する。 ・ 汚染の発生源を突き止め、対策を講じる。 ・ 市報等により、啓発する。【追加】 ・ 水生生物観察会等を開催する。【追加】

④下水道事業の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(1)—④】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・ 公共下水道等に接続する。 ・ 単独浄化槽を使用している場合は、合併浄化槽に切り替える。
事業者	・ 公共下水道等に接続する。 ・ 単独浄化槽を使用している場合は、合併浄化槽に切り替える。
行 政	・ 水洗化率を向上させる。 ・ 下水道計画区域外では、合併浄化槽の設置を進める。

⑤ゲリラ豪雨への対策

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(1)—⑤】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	- ゲリラ豪雨に備える。 - ゲリラ豪雨発生時の対応方法（避難するかしないかの判断、避難場所、危険な場所等）を確認する。【新規】
事業者	- ゲリラ豪雨に備える。 - ゲリラ豪雨発生時の対応方法（避難するかしないかの判断、避難場所、危険な場所等）を確認する。【新規】
行 政	- ゲリラ豪雨による被害を軽減するため、水路改修を推進する。 - ゲリラ豪雨発生時の避難誘導方法について検討する。【新規】

(2) 公害

■ 具体的な施策ごとの目標設定

項目	指標の内容	数値の測り方	目標値 (H27 年度)	現状値 (H26 年度)	達成 状況	目標値 (H32 年度)
継続	公害苦情件数の減少	公害苦情件数	30 件	45 件	×	25 件

①騒音・振動・悪臭への対策

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(2)—①】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	他人が不快に感じる騒音・振動・悪臭が発生しないよう心がける。
事業者	事業活動に伴う騒音・振動・悪臭について関係法令を遵守し、低減に努める。
行 政	- 騒音・振動・悪臭の状況を継続的に把握する。 - 道路を舗装する際に、騒音低減効果のある透水性舗装を検討する。 - 騒音・振動・悪臭の発生源に対して改善を指導する。 - 市報等による周知啓発をする。【追加】

②その他の公害への対応

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(2)—②】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	自らの生活から発生する煙、におい、音等が近隣の迷惑とならないよう心がける。
事業者	環境基準や関係法令等を遵守する。
行 政	- 公害の発生や苦情に対して、速やかに対応する。 - 関係者間の調整を率先して行う。 - PM2.5 に関する情報を発信する。【新規】

(3) 公園・緑化

■ 具体的な施策ごとの目標設定

項目	指標の内容	数値の測り方	目標値 (H27 年度)	現状値 (H26 年度)	達成 状況	目標値 (H32 年度)
継続	オープンガーデン 参加庭園数	参加庭園数	57 か所	50 か所	×	50 か所
継続	自主的な緑化・花づ くり実施数	花壇・フラワーロー ド整備等実施数	110 か所	100 か所	×	110 か所
継続	花苗援助団体数	年間援助申請数	90 団体	89 団体	—	80 団体

①ニーズに合った公園整備の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(3)—①】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・地域の公園に関心を持つ。
事業者	・敷地内の緑化を推進する。
行 政	・公園・緑地の現状、市民のニーズを把握し、整備内容を検討する。

②地域で公園を維持管理する体制の構築

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(3)—②】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・地域で公園を維持する体制を整える。 ・公園の維持管理作業に参加する。
事業者	・地域の公園の維持管理に参加する。
行 政	・地域で公園を維持管理する体制及び仕組みを整える。

③緑化の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(3)—③】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・家の周りの緑化に努める。 ・緑化の際は地域に合った植物（在来種）の利用に努める。
事業者	・事業所敷地内の緑化に努める。 ・緑化の際は地域に合った植物（在来種）の利用に努める。
行 政	・市民や事業者が参加しやすい緑化の方策を検討し、参加を募る。 ・オープンガーデンの普及推進を図る。 ・ガーデンづくり講習会を開催し、庭の緑化に努める。 ・緑化の際は地域に合った植物（在来種）の利用に努める。

④街路樹の適正な維持管理

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(3)—④】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・街路樹に関心を持つ。 ・落ち葉の片付け等に参加する。

事業者	・街路樹に関心を持つ。 ・落ち葉の片付け等に参加する。
行政	・街路樹の維持管理に努める。 ・街路樹の維持管理について周知する。【追加】

⑤「花と緑のまちづくり事業」の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(3)—⑤】

主体名	役割と行動
市民	・「花と緑のまちづくり事業」に参加する。
事業者	・「花と緑のまちづくり事業」に参加する。
行政	・「花と緑のまちづくり事業」を発展させる。 ・地域での花壇等に植栽する花苗の確保に努める。



花と緑のまちづくり事業マスコットキャラクター
「かなちゃん」

(4) 景観・歴史・町並み

■ 具体的な施策ごとの目標設定

項目	指標の内容	数値の測り方	目標値 (H27年度)	現状値 (H26年度)	達成 状況	目標値 (H32年度)
継続	景観育成住民協定 締結数	住民協定締結数	8団体	6団体	×	8団体

①景観育成住民協定の締結促進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(4)—①】

主体名	役割と行動
市民	・地域の景観に関心を持つ。 ・景観育成住民協定の締結に向けて取り組む。
事業者	・地域の景観に関心を持つ。
行政	・景観育成住民協定締結地区を増やす。

②文化財の適切な保存と活用

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(4)—②】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・文化財に関心を持ち大切にする。
事業者	・文化財の活用について協力する。
行 政	・デジタルアーカイブ等の活用により、文化財の適切な保存と活用を図る。【拡大】 ・必要に応じて、保存管理計画を策定する。

③歴史的町並みの保存と活用

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(4)—③】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・地域の歴史と町の成り立ちに関心を持つ。 ・歴史的な町並み維持保存活動を進める。
事業者	・建物の改修の際等に歴史的な姿の復元も検討する。
行 政	・歴史的な町並み整備を進める。 ・歴史的建造物保存のため登録を行う。【新規】 ・市内各所の資源をネットワーク化し、観光に活かす。



蔵の町並み

④環境×観光の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(4)—④】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・町並みの美化に努める。
事業者	・町並みの美化に努める。
行 政	・観光地での環境への取り組みを進め、観光客へアピールする。 ・ごみ持ち帰りを推進する。

⑤空家・空地対策【新規】

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 4—(4)—⑤】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・空家・空地に関心を持つ。
事業者	・空家・空地に関心を持つ。
行 政	・空家・空地の対策を検討する。 ・空家バンクの実施等による活用の推進を図る。

5 環境について、ともに学び行動しよう

(1) 環境学習

■ 具体的な施策ごとの目標設定

項目	指標の内容	数値の測り方	目標値 (H27 年度)	現状値 (H26 年度)	達成 状況	目標値 (H32 年度)
継続	環境を守る学習会・観察会への参加者数	年間参加者数	1,000 人	950 人	×	1,200 人

①生涯学習における環境学習の推進

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 5—(1)—①】

主体名	役割と行動
市 民	- 身の回りの環境に関心を持つ。 - 環境にかかわる学習や活動の場に参加する。
事業者	環境にかかわる学習の場や活動に協力する。
行 政	各種イベントや講座等を企画する際に、環境にかかわるメニューを引き続き取り入れる。

②学校教育における環境学習の推進と協力

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 5—(1)—②】

主体名	役割と行動
市 民	- 学校での環境教育に協力する。 - 講師として、環境に詳しい専門家の派遣に協力する。
事業者	学校での環境教育に協力する。
行 政	- 学校での環境教育を推進する。 - 環境に詳しい専門家の派遣や、校外活動における支援を行う。

(2) 各主体の取り組み

■ 具体的な施策ごとの目標設定

項目	指標の内容	数値の測り方	目標値 (H27 年度)	現状値 (H26 年度)	達成 状況	目標値 (H32 年度)
継続	町並みクリーン＆ウォーク作戦(ごみゼロ運動)の参加者数を増やす。	参加者数	800 人	480 人	×	1,200 人
継続	エコアクション 21 の導入事業所を増やす。	エコアクション 21 導入事業所数	15 事業所	8 事業所	×	20 事業所
新規	須坂駅前さわやかクリーン作戦	参加者数	100 人	130 人	○	150 人

①行政の取り組み

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 5—(2)—①】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・市の取り組みや、必要な取り組みについて提案する。
事業者	・市の取り組みや、必要な取り組みについて提案する。
行 政	・職員の意識の向上を図る。 ・部署横断的な推進体制である「環境管理委員会」の機能向上を図る。 ・市の取り組みを公表し、啓発を図る。【追加】 ・職員のエコドライブを推進する。【追加】

②地域における取り組み

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 5—(2)—②】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・地域における取り組みを継続するとともに、積極的に参加する。
事業者	・地域における取り組みに参加する。
行 政	・自治会等と連携し、地域における取り組みを継続するとともに、支援する。

③事業所における取り組み

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 5—(2)—③】

主体名	役 割 と 行 動
市 民	・事業所の取り組みに関心を持つ。
事業者	・「エコアクション 21」をはじめとする環境マネジメントシステムを導入する。 ・事業所における取り組みを広く周知する。 ・従業員の意識の向上を図る。
行 政	・事業所への「エコアクション 21」導入の支援を行う。 ・事業所に対する環境講座として、「環境活動実務者研修会」を開催する。【新規】

④市民・事業者・行政の連携と共創

■ 各主体の役割と行動

【施策一覧表 5—(2)—④】

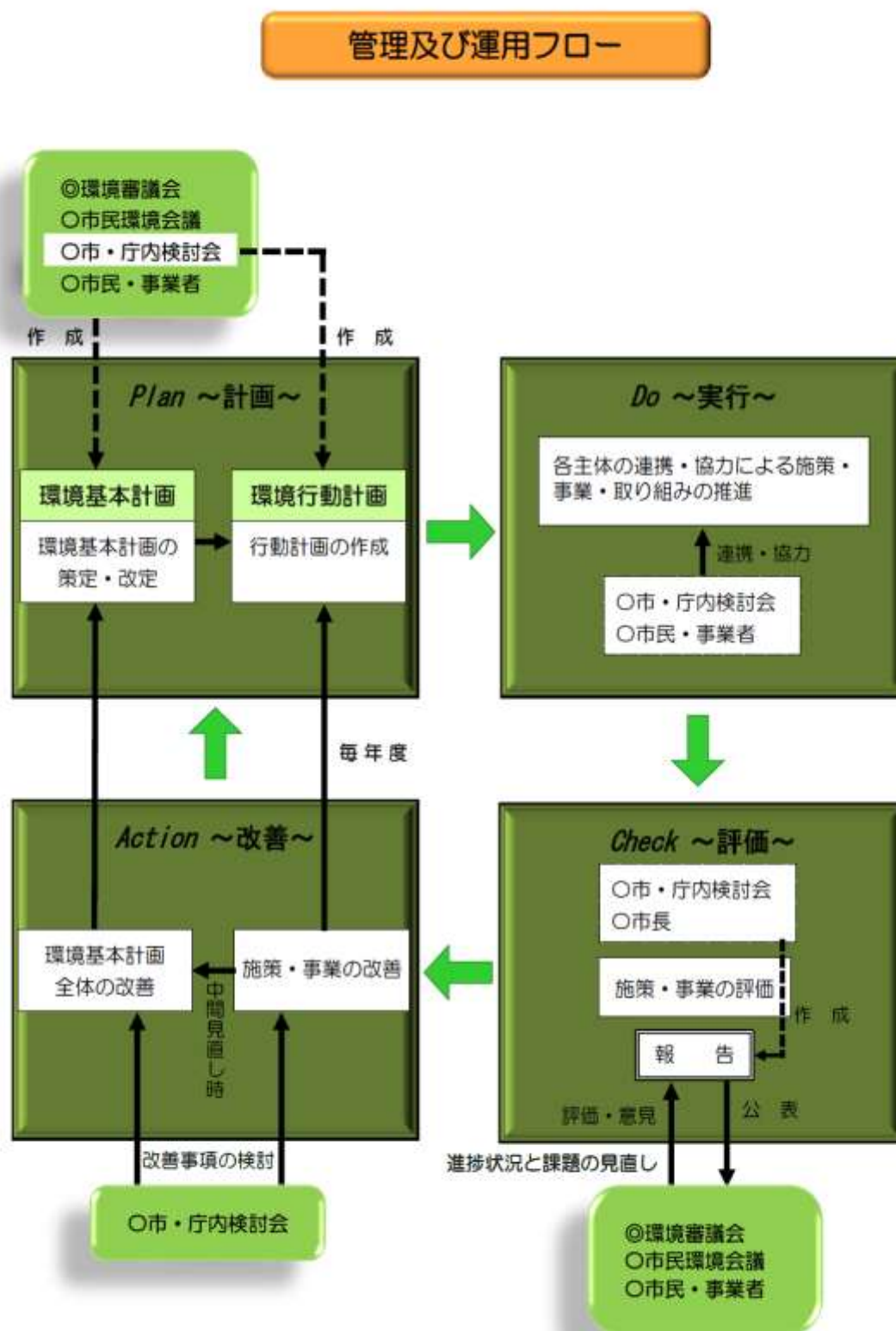
主体名	役 割 と 行 動
市 民	・環境活動のネットワークに参加する。
事業者	・環境活動のネットワークに参加する。
行 政	・環境活動のネットワーク化を図り支援する。



町並みクリーン&ウォーク作戦

○管理運用体制

本計画の運用は、環境マネジメントシステムの基本的なサイクルである PDCA サイクル（計画：Plan→実行：Do→点検・評価：Check→改善：Action）にしたがって進行します。毎年のサイクルにおいては、環境行動計画の進行管理を行い、次年度の取り組みへの反映、という流れが基本となります。また、平成 32 年度の計画見直しの際も、同様の流れで実施することになります。



第二次須坂市環境行動計画 施策一覧表

※黄色セルについては、環境基本計画（後期）に基づく目標値。桃色セルについては、環境基本計画（前期）における新規追加

環境の項目	具体的施策の項目	行政の取り組み	担当課	事業名	事業概要	平成28年度～平成32年度					
						事業内容	現状値 【平成26年値】	目標値 【平成27年度】	目標値 【平成32年値】	事業額 (千円)	
1 地球温暖化防止に取り組もう											
(1)地球温暖化防止対策	①地球温暖化防止活動の周知と啓発	・地球温暖化の現状を広く周知し、温暖化に対する取り組みなどを検討する。 ・地球温暖化防止に取り組む支援団体との共創や支援を行い、市民運動として展開する。 ・地球温暖化適応策を研究する。 ・地球温暖化防止の周知活動をさらに強化して行う。 ・工場など新設等に併せた緑化の整備に補助する。	生活環境課	地球温暖化防止事業	市内の平成21年度のCO ₂ 排出量に対する削減率の割合を高める。	CO ₂ 削減量の検証を行う	平成21年度対比 +2.1%	平成21年度比 -12.5%	平成21年度比 -5.0%		
					壁面緑化用の苗配布	壁面緑化用の苗配布	300株/年	300株/年	300株/年	250	
			産業連携開発課	環境整備事業 工場等・事業所緑化事業に対する補助金	緑化の推進及び環境の保全のため、工場等又は事業所の緑化を支援する。	工場等又は事業所を新設、移転、増設する事業に併せて当該敷地の20%以上の面積に花木を植栽する事業所に対し、植栽に要する経費(ただし、50万円未満を除く)の10分の2以内の額を補助する。(限度500万円)	0件	—	1件	5,000	
	②省エネルギーの推進	・庁内での省エネルギーを推進する。 ・公共施設への省エネ型設備の設置を推進する。 ・省エネの方法について周知する。 ・省エネ機器の導入を推進する。	総務課 生活環境課	地球温暖化防止事業	アイドリングストップの啓発を行う	アイドリングストップや節電の奨励の啓発を行う 県の一斉アイドリングストップ運動に併せて実施	12月実施	随時	随時		
					ノー残業デーを週1回から2回に拡大実施	ノー残業デー継続実施	週2回	週2回	週2回		
			総務課	地球温暖化防止事業	LED等、高効率照明器具への更新	蛍光灯からLED等に更新し、全体の電気使用量を削減(平成32年度まで)	150本			110,049	
					遮光フィルムの設置	断熱材、遮光フィルム等を設置し、冷暖房効果を高める	0			500	
					クールビズ、ウォームビズスタイル	年間を通してクールビズ及びウォームビズスタイルに取り組み、暑さ、寒さ対策を奨励する					
					冷暖房運転の調整	冷暖房稼働設定温度の調整	冷房-62.6時間 暖房-31.5時間				
			市民課	防犯灯取替(LED化)事業	LED等、高効率照明器具への更新	市内で市が管理している防犯灯約700灯を計画的にLED灯に取り替える	事業費 3,017千円	事業費 4,110千円	早期に全ての防犯灯のLED化		
					防犯灯取替(LED化)助成事業	市内で各区が管理している防犯灯をLED灯に取り替える事業に対して助成する。	補助額 2,533千円	補助額2,699千円	各区が主体		
	③再生可能エネルギーの導入	・「新エネルギービジョン」を推進する。 ・電力の自由化について研究する。 ・水力発電などの再生可能エネルギーの可能性について、引き続き研究を行う。 ・公共施設への太陽光発電設備の設置を推進する。 ・太陽光発電設備、太陽熱利用設備及びペレットストーブの普及を図る。 ・新たな支援メニューの研究をする。 ・関係団体と連携・共創し、BDFの展開について研究する。 ・企業が設置する太陽光発電設備などの導入に補助をする。 ・太陽光を中心とした再生可能エネルギー活用策の検討	生活環境課	地球温暖化防止事業	太陽光発電設備の設置件数	太陽光発電施設に関する補助金支援と自然エネルギーの導入普及啓発	1,401件	1,000件	2,000件	15,000	
					太陽熱利用設備の設置件数	太陽熱利用設備に関する補助金支援と自然エネルギーの導入普及啓発	—	5件	25件		
					新エネルギー(家庭用太陽電池、ペレットストーブ)導入などに対して補助を行う	ペレットストーブ設備補助(県補助に応じて)	6件	1件/年	1件/年	500	
			生活環境課	小規模水力発電事業	米子町をフィールドとする小規模水力発電施設を活用し、小規模小水力発電の普及を図る	・米子町をフィールドとする小規模水力発電施設により、エネルギー利用の検討をする ・小規模水力発電の普及と維持管理	1箇所	7箇所	4箇所	738	
				再生可能エネルギー導入事業	各家庭から出る使用済廃食用油の分別収集、再資源化(BDF化)	廃食用油のBDF化委託及び利用促進	8,500ℓ/年	9,000ℓ/年	8,500ℓ/年	2,040	
			生活環境課 関係各課	公共施設を活用した太陽光発電事業の推進	・公共施設屋根貸し事業の検討	・太陽エネルギー推進協議会が行う、太陽エネルギーによる地域密着型事業モデルを産学官連携により推進 ・須坂市太陽発電に係る公共施設の屋根貸し事業の検討及び公募	防災活動センター等市施設屋根上に10キロワットの太陽光発電設備導入の検討。 公共施設屋根貸し事業8施設実施	検討実施	検討実施		

環境の項目	具体的施策の項目	行政の取り組み	担当課	事業名	事業概要	平成28年度～平成32年度				
						事業内容	現状値 【平成26年値】	目標値 【平成27年度】	目標値 【平成32年値】	事業額 (千円)
			学校教育課	小学校太陽光発電設備設置事業	市内小学校に太陽光発電を導入し、CO ₂ や電気代の削減、エコ教育の推進を図る	市内小学校に太陽光発電を導入し、CO ₂ や電気代の削減、エコ教育の推進を図る【H24事業終了】	8校	11校	—	
				中学校太陽光発電設備設置事業	市内中学校に太陽光発電を導入し、CO ₂ や電気代の削減、エコ教育の推進を図る	市内小学校に太陽光発電を導入し、CO ₂ や電気代の削減、エコ教育の推進を図る【H24事業終了】	2校	4校	—	
			産業連携開発課	地域新エネルギービジョン重点プロジェクト設備導入支援事業	中小企業者等が地域新エネルギービジョンの重点プロジェクトに記載されている設備で新たに設置するもの(ただし、発電事業者を除く)に対し補助をする。	当該設備の設置に要する経費に4分の1を乗じて得た額以内の額を補助する(限度額30万円)。ただし、当該設備の設置の全部又は一部を、市内に事業所を有する者に発注した場合には、2分の1を乗じて得た額以内の額を補助する(限度額50万円)。	0	—	1件30万円	300
(1)地球温暖化防止対策	④車依存型社会からの脱却	・自転車が利用しやすい道路の整備を進める。 ・公共交通機関の利用を推進する。 ・ノーマイカーデーを引き続き実施するとともに、事業者の協力を得る。 ・分かりやすい公共交通情報の提供に努める。 ・エコドライブ講習会を開催する。 ・エコカー普及のための促進策を検討する。 ・電動アシスト自転車等の普及促進策を検討する。	総務課 生活環境課	地球温暖化防止事業	ノーマイカーデーの実施 県下一斉ノーマイカーウィークへの協賛 エコドライブ講習会の開催	ノーマイカーデーの実施 県下一斉ノーマイカーウィークへの協賛 職員向けエコドライブ講習会の実施	月2回	月2回	月2回	
			総務課	地球温暖化防止事業	電気自動車1台リースにて導入	電気自動車1台リースで導入(5年間)	1台	1台	1台	2,089
			市民課	公共交通活性化事業	すざか市民バスの利用者を増やす	すざか市民バスの利用者を増やす	107,624人/年	115,000人/年	110,000人/年	
				公共交通利用促進啓発事業	広報誌による啓発回数を増やし、利用者の増加を図る。	広報誌等による啓発活動を行う。(現状値6回)	4回/年	8回/年	6回/年	
				公共交通確保事業	地域の実情に合った公共交通の構築・運行に、負担金を支出する	公共交通確保事業負担金(全体事業費177,090千円)	26,481千円	41,851千円	—	217,284
				鉄道軌道輸送対策事業	長野電鉄が実施する施設整備等を支援し、安全な鉄道輸送を確保する	鉄道軌道輸送対策事業補助金(全体事業費1,154,040千円)	9,193千円	14,708千円	—	78,995
			2 生物多様性を保全し、高めよう							
(1)農林業	①環境保全型農業の推進	「エコファーマー」制度について、ホームページ等により広報し、周知を図る。	農林課	エコファーマー育成	認定者数の目標値化は26年度で終了 制度の広報周知	ブログ「須坂発！おいしい農産物日記」にてエコファーマーの周知	813人	—	—	
	②地元産農産物の消費拡大	・地元産農産物や地産地消のPRを積極的に行う。 ・学校給食等への地元産農産物の利用拡大を図る。	産業連携開発課	農商工観連携による新事業創出支援補助制度	農業、商業、工業、観光業が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業に対して支援する	農商工観連携による新事業創出支援事業補助金	0	5件	1件	5,000
			子ども課 農林課	地産地消事業	保育園給食における地元産食材の利用	給食などへの地元産農産物の利用	5品目	5品目	—	
			学校給食センター	地産地消事業	学校給食における地元産食材の利用拡大を図る	学校給食などへの地元産(県内産)農産物の利用拡大	—		長野県食育推進計画の目標値	
	③遊休農地の解消	・遊休農地の解消の支援を行う。 ・市民や事業者が遊休農地を解消できる機会を提供する。	農林課	遊休農地解消対策事業	遊休農地の解消に対し助成する	遊休農地解消対策事業補助金交付で解消面積拡大	39.6ha	44.6ha	62.0ha	20,000
	④鳥獣害対策の推進	・持続可能で効果的な鳥獣害対策を進める。 ・地域と連携した鳥獣害対策の取り組みを進めるとともに、その体制整備を支援する。	農林課	鳥獣被害防止対策事業	イノシシ・猿による農作物の被害を防止するため捕獲用器具の配備、荒廃森林等の整備を行う(現在電気柵の設置距離24.73km、H27年度49.25km)	報奨金 緩衝帯整備事業 イノシシ・猿用電気柵	53.06km	49.25km	61.36km	40,000

環境の項目	具体的施策の項目	行政の取り組み	担当課	事業名	事業概要	平成28年度～平成32年度				
						事業内容	現状値 【平成26年値】	目標値 【平成27年度】	目標値 【平成32年値】	事業額 (千円)
	⑤森林整備の推進	・「須坂市森林整備計画」を確実に推進する。 ・林業の現状や国・県の施策の動向に応じて、「須坂市森林整備計画」を見直す。 ・間伐事業の推進と間伐材の活用の促進を図る。 ・ペレットの普及を図る。 ・松くい虫などの防除対策を推進する。	農林課	間伐対策事業	森林の荒廃を防ぐため間伐事業を支援する(H21年度累計576.67ha、H27年度累計1,350ha)	間伐対策事業補助金	913ha	1,350ha	1200ha	12,500
				松くい虫防除対策事業(地上散布)	松くい虫発生防止と被害木の早期処理を行う	地上散布	20.66ha	23ha	23ha	20,927
				松くい虫防除対策事業(伐倒駆除)	松くい虫発生防止と被害木の早期処理を行う	伐倒駆除	552本	600本	600本	74,000
			道路河川課	林道開設事業(補助・単独)	森林整備のため林道網の整備を進める	米子不動線 戸谷沢線(平成27年度完了)		平成27年完了	平成32年頃完了	70,000
	⑥森林の保健機能の増進	・林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図り、後継者の育成に努める(「須坂市森林整備計画」より抜粋) ・市民参加の森林啓発活動の養成講座を企画する。 ・「森林の里親事業」の契約締結数を増やすための取り組みを行う。	農林課	森林振興対策事業	森林づくり推進支援金を活用して、間伐材製品の作成により森林整備の啓発を行う	間伐材ベンチ、熊ベル作成、森林体験教室年1回開催	1回/年	1回/年	1回/年	4,150
				森林の里親制度	森林所有者と企業が里親契約を結び、森林整備や住民との交流を深める	森林の里親制度	1件	2件	2件	
(2)生きもの	①須坂市の生きものの把握	・収集したデータは分布図や自然環境特性図等に整理して管理する。 ・市民、事業者が市内の生きものを知る機会をつくる。	生涯学習スポーツ課	生態系保全事業	市誌編さんで得られたデータを恒久的に保存し、将来にわたって基礎資料として活用していく。	収集データの保存と管理	—	—	—	—
	②希少な生きものの保全	・市民に希少な生きものについて知る機会を提供する。 ・希少な生きものに関する情報を集める。 ・希少な生きものの保全対策を行うとともに、広報等で普及啓発する。 ・須坂市の守るべき生きものをとりまとめる。 ・県自然保護レンジャー、自然観察インストラクター、希少野生動植物保護監視員等と連携、協力する。	生涯学習スポーツ課 生活環境課	高山蝶保護対策事業	パトロール員を委嘱し、高山蝶保護のためパトロールを実施する。 自然観察会の開催により希少生物が生息する自然環境の大切さを学ぶ	高山蝶保護パトロール 自然観察会の開催	自然観察会 参加者11名	自然観察会 参加者25名	自然観察会 参加者25名	1,080
	③外来生物(外来種)対策の推進	・外来生物の状況と侵入防止についての普及啓発を行う。 ・駆除活動の継続及び市民や事業者が参加できる事業を企画する。 ・関係機関と連携し、効率的・効果的な駆除方法を研究する。 ・新たな外来種の侵入を防ぐ対策を講じる。	農林課 道路河川課 生活環境課	外来生物の駆除事業	水辺の外来生物アレチウリの駆除実施する。市民の参加者を増やす。 外来生物の拡大を防ぐため新しい駆除方法の検討	駆除参加者数を増やす	256人/年	1,000人/年	500人/年	
3　ごみを減らし、資源を大切にしよう										
(1)一般廃棄物	①3Rの推進	・3Rやマイバッグの普及啓発を行う。 ・レジ袋削減県民スクラム運動を推進する。 ・エコサポートすざかを運営している須坂市女性団体連絡協議会や市民団体等の取り組みを支援する。 ・ストックヤードの拡充を図る。 ・自治会等と協力して分別を徹底する。	生活環境課	可燃ごみ・不燃ごみ排出量の削減	市民1人当たりの清掃センターへ搬入される可燃ごみ、不燃ごみの量を削減する		可燃203kg 不燃7.7kg	可燃185kg 不燃9kg	可燃197kg 不燃7kg	
				家庭ごみ有料化の継続実施	有料化継続実施による減量の推進、効果の検証等	証紙・指定袋の販売委託、乳幼児・高齢者等への減免実施等	—	—	—	11,049
				分別状況の把握	内容物調査の実施	内容物調査の継続実施(年　2回) 結果の公表	2回/年	3回/年	3回/年	
			生活環境課	廃プラスチックの再資源化	廃プラスチックの分別収集、再資源化を推進する	廃プラ収集委託、選別・保管、廃プラ再資源化処理委託等	514トﾝ	600トﾝ	なし	229,650
				集団資源物回収の推進	古紙類、缶類、びん類、古布等再資源化を推進する	PTA、婦人会等の集団資源回収活動に対する助成	1,150トﾝ	1,000トﾝ	1,200トﾝ	26,150
			市民課	不用品交換希望者(個人)の情報提供(リサイクル情報)	不用品交換希望者(個人)の情報提供(リサイクル情報)	不用品交換希望者(個人)の情報提供(リサイクル情報) ※仲介がメインの仕事のため、数値目標設定は困難	—	—	—	
			男女共同参画課 生活環境課	レジ袋削減運動の推進	市内スーパー等での店頭啓発活動、市報等での広報	市内スーパー等での店頭啓発活動、持参率調査の定期的な実施、市報等での広報	マイバック持参率 46.4%	マイバック持参率 60%	マイバック持参率 60%	

環境の項目	具体的施策の項目	行政の取り組み	担当課	事業名	事業概要	平成28年度～平成32年度				
						事業内容	現状値 【平成26年度】	目標値 【平成27年度】	目標値 【平成32年度】	事業額 (千円)
				「もったいない」の情報発信、3Rの推進	不用品の交換、資源物の拠点収集等の実施	「エコサポートすざか」の女性団体との共創による運営	エコサポート須坂 利用者数 7,668人/年	エコサポート須坂 利用者数 8000人/年	エコサポート須坂 利用者数 8000人/年	450
	②生ごみの減量	・生ごみ減量のため、処理のあり方を検討・研究する。 ・生ごみの発生抑制の広報、堆肥化講習会の開催等に取り組む。 ・食べ残しを減らそう県民運動を推進する(食べ残し減らそう協力店の登録を推進する)。 ・生ごみ処理機の普及を促進する。 ・生ごみ処理に係る、新技術やシステムの導入を検討する。	生活環境課	生ごみ堆肥化の推進	各家庭での生ごみ堆肥化機器購入に対する助成	電動生ごみ処理機 60台、コンポスト 50基補助	電動生ごみ処理機、堆肥化容器(コンポスト)の補助金 交付累計世帯数 2,698世帯	電動生ごみ処理機、堆肥化容器(コンポスト)の補助金 交付累計世帯数 2,700世帯	電動生ごみ処理機、堆肥化容器(コンポスト)の補助金 交付累計世帯数 3,100世帯	6,625
(1)一般廃棄物	③廃棄物処理基本計画の見直し	・有料化の効果を検証する。 ・排出量の変化を見きわめた上で、排出量の見直しを修正する。 ・必要に応じて「一般廃棄物処理基本計画」を見直す。 ・可燃ごみ広域処理に関わる廃棄物処理方法を検討する。	生活環境課	一般廃棄物処理基本計画策定	一般廃棄物処理基本計画の策定、毎年の進行管理	・一般廃棄物処理基本計画を策定し、計画の目標値を達成するよう各種減量施策を推進する	—	中間見直し	見直し	
			生活環境課 (清掃センター)	ごみ処理施設整備事業	既存施設の定期補修	ごみ処理施設定期整備(平成32年度まで)	—	—	—	30,000
	④事業系ごみの分別徹底	・分別徹底について事業所への普及啓発を行う。 ・清掃センターにおいて、展開検査を実施する。	生活環境課	処理手数料の見直し	清掃センターへの搬入手数料の定期的な見直し	・清掃センターへの搬入手数料の条例改正 ・事業系ごみの減量・分別状況、処理経費の継続的な調査・監視	—	—	—	
			生活環境課	分別の推進	内容物調査を実施し分別を推進する	内容物調査の継続実施(年 3回) 結果の公表	2回/年	3回/年	3回/年	
	⑤ごみ(一般廃棄物)処理広域化の推進	・安定的なごみ処理のため、広域化を推進する。 ・ごみ処理施設の建設は、地元住民の理解を得ながら推進する。 ・平成30年度中の稼働を目指す。	エコパーク推進課	長野広域連合ごみ処理施設建設事業	より安全で効率的なごみ処理を実現するため、長野広域連合が、焼却施設、最終処分場を建設し、ごみ処理の広域化を図る	負担金の交付	—	—	—	741,969
(2)産業廃棄物	①産業廃棄物適正処理の推進	・産業廃棄物処理の現状を把握し、必要に応じて関係機関とともに適切な指導を行う。	生活環境課	事業者への立入り指導の実施	許可内容との適合、適正処理の確認・指導	適正な処理がなされているか、許可品目以外の廃棄物が持ち込まれていないか、保管量が適正か等の確認・指導	2回	随時	随時	
(3)不法投棄	①不法投棄の根絶	・「須坂市を清潔で美しくする条例」に基づき、一斉清掃等を実施する。 ・監視カメラ等を増やす。 ・各自治会等の協力を得て、不法投棄防止パトロールを強化し、不法投棄をさせない、許さない環境づくりに努める。 ・市民ボランティアと共創で不法投棄を防止する。 ・仁礼町・八町のタイヤ放置対策 ・塩野リサイクル事業団残渣対策	生活環境課	不法投棄の防止	不法投棄件数	不法投棄の防止に努める	77件/年	80件/年	70件/年	19,200
				監視パトロール員の増員と監視活動の強化	シルバー人材センターに監視パトロール業務委託 ボランティアパトロール員の委嘱を継続実施	シルバー人材センターに監視パトロール業務委託 ボランティアパトロール員の委嘱を継続実施				
				千曲川河川一斉パトロール	周辺市町村と協力し、年2回実施	周辺市町村と協力し、年2回パトロールを実施	2回/年	2回/年	2回/年	
				不法投棄監視カメラ設置、防止看板の作成、配布	不法投棄多発地点へ監視カメラを設置。ダミーカメラも併せて設置し、設置地点を替えながら防止を図る 不法投棄防止看板を作成し、希望者に配布、設置する	監視カメラ2機増設、ダミーカメラ5台増設。 パトロール実施による多発地点確認箇所等に設置する。 不法投棄防止看板を作成・配布	監視カメラ4台 ダミーカメラ10台	監視カメラ4台 ダミーカメラ10台	監視カメラ4台 ダミーカメラ10台 不法投棄防止看板50枚/年	851
				不法投棄防止の広報	市報、回覧、ホームページ等による不法投棄、野外焼却禁止の広報を実施する	家電品不法投棄防止のチラシ作成、配布 市報、回覧等による広報	2回/年	3回/年	2回/年	540
				不法投棄状況の公表等	須坂市を清潔で美しくする条例の運用の厳格化、警察との連携強化	須坂市を清潔で美しくする条例の運用の厳格化、警察との連携強化	—	—	—	
				環境問題の解決	仁礼町・八町のタイヤ放置対策	タイヤの不法投棄問題について県と連携し、行為者及び土地の所有者に撤去指導。	撤去及び適正保管について指導。地権者から行為者に対し、タイヤの撤去及び立退原因者、地権者に対し、撤去指導及び適正保管指導	早期に撤去	早期に撤去	
					塩野リサイクル事業団残物対策	放置された廃プラ等残物について、県と連携を図りながら、全量撤去に向け取り組んでいく。		全量撤去	全量撤去	

環境の項目	具体的施策の項目	行政の取り組み	担当課	事業名	事業概要	平成28年度～平成32年度				
						事業内容	現状値 【平成26年値】	目標値 【平成27年度】	目標値 【平成32年値】	事業額 (千円)
4 安全・安心・快適なまちをつくろう										
(1)水	①水道水源等の保全	・安全で安定的な水の供給に努める。 ・須坂市の水について広報する。 ・水資源の保全について検討する。 ・雨水タンク設置者への助成金を検討する	上下水道課	広報事業	水道週間、市報、マスコミで広報する	水道週間、市報、マスコミで広報する	—	—	—	
				原浄水施設整備事業	浄水施設整備、導・送水施設整備などにより、水道水の安定供給に努める	各種計機類等取替等	—	—	水道ビジョン アセットマネジメント H29策定予定につき 目標値、事業費未定	
				配水施設整備事業	配水池、配水場整備、機器類の取替などにより、水道水の安定供給に努める	計器類取替等	—	—		
				配水管布設・布設替事業	都市計画道路、共同管解消等による布設石綿セメント管、硬質塩化ビニル管等の布設替により水道水の安定供給に努める	配水管布設・布設替	配水管布設・布設替L=2,278m	配水管布設・布設替L=2,516m		
			学校教育課	雨水再生利用	校庭芝生への散水等雨水利用	校庭芝生への散水等雨水利用	1校 小山小学校	1校 小山小学校	—	
			生活環境課	地下水資源の実態調査	地下水の利用状況などから賦存量等の実態把握	地下水の利用状況などから賦存量等の実態把握	—	—	—	16,000
			—	雨水対策施設設置補助金の設置の検討、雨水タンク設置者への助成金について検討を行う。	実施なし	実施なし				
	②地下水汚染への対策	・水質汚染が発生した場合、速やかに対応する。 ・県と連携して対応する。	生活環境課	地下水汚濁防止事業	地下水の水質監視	・県による地下水の水質検査実施 ・必要に応じて市が独自で調査実施	年2回	年2回	年2回	
	③河川の水質向上	・水質調査を継続する。 ・汚染の発生源を突き止め、対策を講じる。 ・市報等により、啓発する。 ・水生生物観察会等を開催する。	生活環境課	河川の水質向上	主要河川の水質調査実施しBOD値の目標基準を満たす地点を増やす。	主要河川の水質調査実施(年2回7河川11地点)	BOD 1.0mg/l以下の地点割合 73%	BOD 1.0mg/l以下の地点割合 100%	BOD 1.0mg/l以下の地点割合 100%	4,540
					大腸菌群数が基準値内の河川地点のを増やす	主要河川の水質調査実施	大腸菌群数基準を満たす箇所 4か所	大腸菌群数基準を満たす箇所 3か所	大腸菌群数基準を満たす箇所 5か所	
				河川の一斉清掃	地域で行う清掃の支援を行う	地域で行う清掃の支援を行う	—	—	—	
				し尿処理施設整備事業	し尿処理施設の効率的な運転管理を行うため、施設の修繕・改修を行う	負担金支出(全体事業費43,100万円)	—	—	—	225,000
	④下水道事業の推進	・水洗化率を向上させる。 ・下水道計画区域外では、合併浄化槽の設置を進める。	上下水道課	水洗化の促進	下水道水洗化率を上げる	下水道水洗化率を上げる	94.0%	93.1%	95.9%	
				公共下水道整備事業	須坂市公共下水道事業を推進する	管渠布設	管渠布設	管渠布設	管渠布設 L=1,500m	900,000
				特定環境保全公共下水道整備事業	須坂市公共下水道事業を推進する	管渠布設	管渠布設	管渠布設	管渠布設 L=3,400m	1,200,000
	⑤ゲリラ豪雨への対策	・ゲリラ豪雨による被害を軽減するため、水路改修を推進する。 ・ゲリラ豪雨発生時の避難誘導方法について検討する。	道路河川課	側溝暗渠新設改良事業	道路側溝の新設設置や老朽化が著しい力所を計画的に整備し、排水及び交通の安全を確保する	側溝改良		要望があった場所で 適宜実施	要望があった場所で 適宜実施	50,000
(2)公害	①騒音・振動・悪臭への対策	・騒音、振動、悪臭の状況を継続的に把握する。 ・道路を舗装する際に、騒音低減効果のある透水性舗装を検討する。 ・騒音、振動、悪臭の発生源に対して改善を指導する。 ・八町堆肥化施設の悪臭対策 ・市報等による周知啓発をする。	生活環境課	騒音・振動・悪臭対策	騒音・振動・悪臭の原因者、施設管理者に対しての改善指導、改善要望を実施	騒音・振動・悪臭の原因者、施設管理者に対しての改善指導、改善要望を実施		要望があった場所で 適宜実施	要望があった場所で 適宜実施	19,590
				環境問題の解決	高甫地域の悪臭対策	悪臭防止法に基づいた確かな対応をするとともに、県と連携した改善指導及び監視を行う。	規制地域を市内全域に変更及び規制基準を臭気指数規制に変更 施行H26.4.1 改善勧告等に関する調査 職員による定点臭気調査の実施 高甫地域住民による臭気調査実施	法に基づいた確かな対応の継続	法に基づいた確かな対応の継続	

環境の項目	具体的施策の項目	行政の取り組み	担当課	事業名	事業概要	平成28年度～平成32年度				
						事業内容	現状値 【平成26年値】	目標値 【平成27年度】	目標値 【平成32年値】	事業額 (千円)
	②その他の公害への対応	・公害の発生や苦情に対して、速やかに対応する。 ・関係者間の調整を率先して行う。 ・PM2.5に関する情報を発信する。 ・公共施設の放射能測定を実施 ・局地的な汚染場所の除染作業 ・定期的な観測等	生活環境課	苦情件数の減少	関係機関と連携し公害発生防止に努め、また迅速に苦情への対応をする	関係機関と連携し公害発生防止に努め、また迅速に苦情への対応をする	公害苦情件数 45件	公害苦情件数 30件	公害苦情件数 25件	
			子ども課	保育所等給食用食材の放射性物質検査の実施	保育園給食食材の放射性物質検査の実施	保育園給食食材の放射性物質検査を実施し、結果を公表することによって保育園給食の安全・安心を確保する。	保育園給食食材の放射能測定を毎月実施予定【現状値】毎月3保育園ずつ実施	測定結果により対応を検討する。	測定結果により対応を検討する。	
			学校給食センター	学校給食用食材の放射性物質検査	県が実施主体の食材検査へ依頼し、学校給食用食材の放射性物質検査を実施	学校給食用食材の放射性物質検査を実施し、結果を公表することによって安全・安心を確保する。	食材の放射能測定を毎月実施。1食全体検査を年1回実施。(1週間分×3週)を1回実施。【現状値】毎月2品目を1回実施。1食全体検査を3週間分実施。HPにて公表。	食材の放射能測定を毎月2品目を1回実施。1食全体検査を年1回実施(1週間分×4週)。HPにて公表。【現状値】毎月2品目を1回実施。1食全体検査を4週間分実施。HPにて公表。	測定結果により対応を検討する。	
			生活環境課	放射能測定	定点放射能測定の実施	市庁舎及び小学校を定点とし、放射能測定を実施。測定日は毎月25日前後とする。	測定地点を6箇所に變更し定点測定の実施 毎月末に実施しHPにて公表	測定地点を7箇所に變更し定点測定の実施 毎月末に実施しHPにて公表	測定地点を8箇所に變更し定点測定の実施 毎月末に実施しHPにて公表	
			生活環境課 (清掃センター)	焼却灰放射能測定	定期的な焼却灰の放射能測定を実施	焼却灰(燃え殻、ばいじん)の定期的な放射能測定の実施。	主灰、飛灰の放射能測定を定期的実施し、報道機関、ホームページにて公表す	主灰、飛灰の放射能測定を定期的実施し、報道機関、ホームページにて公表す	主灰、飛灰の放射能測定を定期的実施し、報道機関、ホームページにて公表す	
(3)公園・緑化	①ニーズに合った公園整備の推進	・公園・緑地の現状、市民のニーズを把握し、整備内容を検討する。	まちづくり課	公園管理事業	市内公園遊具の点検、修繕を行うとともに、計画的に遊具の更新を行う	公園遊具修繕、遊具点検委託、公園遊具撤去、新設工事(継続実施)	職員による公園遊具の日常点検 109件	点検目標件数100件/年	—	29,874
	②地域で公園を維持管理する体制の構築	・地域で公園を維持管理する体制及び仕組みを整える。	まちづくり課	地域と連携した公園管理事業	区と連携して公園管理を行う	区と連携して公園管理を行う(継続実施)	—	—	—	
	③緑化の推進	・市民や事業者が参加しやすい緑化の方策を検討し、参加を募る。 ・オープンガーデンの普及推進を図る。 ・ガーデンづくり講習会を開催し、庭の緑化に努める。 ・緑化の際は地域に合った植物(在来種)の利用に努める。	農林課	苗木の頒布	公共施設敷地内の植栽増加(継続実施)	公共施設敷地内の植栽増加(継続実施)	517本/年	1,000本/年	700本/年	3,000
			道路河川課	開発行為に伴う緑化指導の継続	都市計画法による3000㎡以上(緑化率3%～6%)	開発行為に伴う緑化指導の継続	—	—	—	
	④街路樹の適正な維持管理	・街路樹の維持管理に努める。 ・街路樹の維持管理について周知する。	道路河川課	整枝剪定等委託事業	街路樹の整枝剪定等管理、支障木伐採	街路樹の整枝剪定等管理、支障木伐採		要望があった場所で適宜実施	要望があった場所で適宜実施	9,500
	⑤「花と緑のまちづくり事業」の推進	・「花と緑のまちづくり事業」を発展させる。 ・地域での花壇等に植栽する花苗の確保に努める。	まちづくり課	花と緑のまちづくり事業	市民参加で花を育て、花を愛する感性ある人づくりによって、快適な生活環境と訪れる人に優しく温かい魅力あるふるさとづくりを推進する(H22年度 54箇所)	普及事業 オープンガーデン参加庭園数	50か所	57か所	50か所	29,515
					花壇・フラワーロード整備	花壇・フラワーロード整備	100か所	110か所	110か所	
					年間援助申請数	花壇等へ植栽する援助申請件数	89団体	90団体	80団体	
(4)景観・歴史・町並み	①景観育成住民協定の締結促進	・景観育成住民協定締結地区を増やす。	まちづくり課		景観育成住民協定の新たな締結を図るため説明会を開催	景観育成住民協定の新たな締結を図るため説明会を開催	6団体	8団体	8団体	
	②文化財の適切な保存と活用	・デジタルアーカイブ等の活用により、文化財の適切な保存と活用を図る。 ・必要に応じて、保存管理・活用計画を策定する。	生涯学習スポーツ課	デジタルアーカイブ事業	市内の文化的遺産などを記録・保存するとともに、ホームページで広く公開して活用を図る。	データベース及び公開用アーカイブスのコンテンツの拡充	公開件数：750件	830件	1,000件	20,000
				「米子の瀑布」国の名勝指定化事業	国の名勝化に必要な調査を実施する。	「米子大瀑布」の景観を評価するために、自然及び人文的要素の諸調査を実施し、文化庁に報告書を提出する。	国の名勝指定化に向け各種調査と報告書刊行	国の名勝指定化に向け、地権者との調整及び意見具申書の提出		
	③歴史的町並みの保存と活用	・歴史的な町並み整備を進める。 ・歴史的建造物保存のため登録を行う。 ・市内各所の資源をネットワーク化し、観光に活かす。	まちづくり課	歴史的建物維持保存活用事業	歴史的建物の価値について認識を高め、市民の財産として後世に継承できるように歴史的建造物の登録を行う	須坂市歴史的建造物審査会 須坂市歴史的建造物登録制度	20件	25件	50件	548
				蔵の町並みキャンパス事業	歴史・文化の集積である蔵造りの建物等を学生の研究や授業の場として活用し、その成果を発信する	蔵の町並みキャンパス推進協議会負担金	—	—	—	5,000

環境の項目	具体的施策の項目	行政の取り組み	担当課	事業名	事業概要	平成28年度～平成32年度				
						事業内容	現状値 【平成26年値】	目標値 【平成27年度】	目標値 【平成32年値】	事業額 (千円)
	④環境×観光の推進	・観光地での環境への取り組みを進め、観光客へアピールする。 ・ごみ持ち帰りを推進する。	農林課	環境を生かした観光事業	自然や環境を生かした観光産業の開発と参加者数の増加	グリーンツーリズム体験プログラムの実施	150人/年	160人/年	190人/年	
	⑤空家・空地対策	・空家・空地の対策を検討する。 ・空き家バンクの実施等による活用の推進を図る。	まちづくり課 政策推進課 生活環境課	空家・空地対策事業	空家・空地対策	移住者へ空き家の紹介 老朽空き家については解体も検討 所有者へ空地管理指導			随時	
5 環境について、ともに学び行動しよう										
(1)環境学習	①生涯学習における環境学習の推進	・各種イベントや講座等を企画する際に、環境にかかわるメニューを引き続き取り入れる。	中央公民館	学習会・観察会の開催	環境を守る学習会・観察会への参加者数		950人/年	1000人/年	1,200人/年	
			生涯学習スポーツ課 (博物館)	自然観察事業	年間を通じた、臥竜山たんけん(自然観察会)の開催	臥竜山たんけん(自然観察会)の実施	378人/年	60人/年	延べ240人/年 定員30名×8回程度	
			男女共同参画課 生活環境課	環境学習	女性団体連絡協議会と生活環境課で「エコ探検隊」を実施	女性団体連絡協議会と生活環境課で「エコ探検隊」を実施	延べ42人/年	延べ50人/年	延べ50人/年	
			中央公民館 生涯学習推進センター	環境学習	学社連携による環境教育体制の確立、まちづくり出前講座	学社連携による環境教育体制の確立、まちづくり出前講座	6件/年	6件/年	7件/年	
			農林課	坂田山共生の森の保全	市民が気軽に森林体験できる里山を維持する	坂田山共生の森の保全	—	—	—	500
	②学校教育における環境学習の推進と協力	・学校での環境教育を推進する。 ・環境に詳しい専門家の派遣や、校外活動における支援を行う。	子ども課	農業小学校運営事業	農業による自然体験活動、地域の大人との交流を通じて、子どもたちの健全育成を図る	農業小学校(豊丘校) 定員30名程度 ※イベントではないので人数の目標設定不可能	64名	34名	※イベントではないので人数の目標設定不可能	5,400
(2)各主体の取り組み	①行政の取り組み	・職員の意識の向上を図る。 ・部署横断的な推進体制である「環境管理委員会」の機能向上を図る。 ・市の取り組みを公表し、啓発を図る。 ・職員のエコドライブを推進する。	総務課 生活環境課	環境管理委員会	各部署ごとの電気、燃料等の使用量を把握し職員の意識を向上する。	職員への意識啓発	—	—	—	
	②地域における取り組み	・自治会等と連携し、地域における取り組みを継続するとともに、支援する。	産業連携開発課	市内一斉清掃等の実施	須坂駅前さわやかクリーン作戦	須坂市の玄関口である須坂駅周辺を地域住民、施設利用者、高校生、関係機関が協力し清掃活動等を実施	130人	100人	150人	
			生活環境課	環境衛生推進協議会	自治体と連携し、地域における取り組みを継続するとともに、支援する。	ブロック別会議の開催 研修視察等	—	—	—	
				市内一斉清掃等の実施	5月30日(ごみゼロの日直近の日曜日)に、市街地、道路沿いの美化作戦として、「町並みクリーン&ウォーク作戦」を実施。 11月20日を中心に各区単位で河川を中心に、市民一斉清掃の実施	5月29日(ごみゼロの日直近の日曜日)に、「町並みクリーン&ウォーク作戦」を実施。 11月20日を中心に各区単位で、市民一斉清掃の実施	町並みクリーン&ウォーク作戦 参加者数480人	町並みクリーン&ウォーク作戦 参加者数800人	町並みクリーン&ウォーク作戦 参加者数1,200人	304
	③事業所における取り組み	・事業所への「エコアクション21」導入の支援を行う。 ・事業所に対する環境講座として、「環境活動実務者研修会」を開催する。	産業連携開発課 生活環境課	エコアクション21導入支援事業	環境活動実務者研修会の開催	エコアクション21導入支援事業	8事業所	15事業所	20事業所	10
	④市民・事業者・行政の連携と共創	・環境活動のネットワーク化を図り支援する。	生活環境課	須坂市地球温暖化防止推進協議会	市民・事業者・行政の連携と共創を行う	市民・事業者・行政の連携と共創を行う	—	—	—	